平成２６年（フ）第８８３０号
千葉県八街市八街い270―１　サンハイツⅠ―101
債務者　須藤　一彦
１　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８３２号
東京都大田区大森西２丁目17―15―204
債務者　大牧　祐太
１　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６０号
静岡市駿河区桃園町19番10号　下川原団地10号棟404号
債務者　三枝　秀行
１　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０６号
静岡市清水区押切1210番地の２　押切西団地４―404
債務者　上原　　守
１　決定年月日時　平成26年９月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８７９０号
東京都板橋区徳丸４丁目36―14　コーポラスｙ・Ⅱ101
債務者　平賀　大生
１　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７９１号
埼玉県さいたま市大宮区北袋町２丁目167―２　フォレストヴィラ参番館203
債務者　北川　満洋
１　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７９２号
東京都江戸川区西葛西６丁目４―１
債務者　永井　利樹
１　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８２３号
東京都東大和市芋窪２丁目1993―３
債務者　中村　晴代
１　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８０号
静岡市清水区銀座10番３号
債務者　園田　昭夫
１　決定年月日時　平成26年９月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月１日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３６７号
栃木県小山市大字間々田190番地５
債務者　松下　茂行
１　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３８１号
栃木県那須塩原市島方446番地７
債務者　大平由美子
１　決定年月日時　平成26年９月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４００号
栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅17号棟405号室
債務者　丸岡美和子
１　決定年月日時　平成26年９月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２５７号
横浜市中区弥生町３丁目34番地　カトウビル301号室
債務者　松園　恵子
１　決定年月日時　平成26年９月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月５日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４３０号
横浜市磯子区杉田３丁目29番31号　貝塚荘Ｃ２号
債務者　出口美代子（旧姓小森）
１　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４１９号
静岡市駿河区馬渕２丁目10番19号　メゾンドメール４Ｄ号
債務者　小長谷美詠子
１　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５６９号
東京都小平市学園東町１丁目22番17号コーポ横関101号
債務者　吉田惠美子（旧姓仁科）
１　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部